

# 大阪市公有財産台帳等処理要領

## 目 次

### 本編

- 1 目的
- 2 定義
- 3 台帳の登録単位
- 4 台帳の取得登録
- 5 台帳の異動登録
- 6 台帳の閉鎖登録
- 7 財産異動時の台帳等の引継ぎ
- 8 閉鎖台帳等の管理
- 9 各台帳の登録事項
- 10 取得原価
- 11 台帳価格
- 12 台帳価格の改定
- 13 財産の耐用年数
- 14 減価償却
- 15 評価減の処理
- 16 その他の資産
- 17 基金に属する財産
- 18 その他のシステムとの連携

### 附則

別表 1 種別種目整理表

別表 2 異動理由表

別表 3 耐用年数表

- 1 建物
- 2 建物付属設備
- 3 工作物
- 4 無体財産権
- 5 動産
- 6 リース資産
- 7 ソフトウェア

別表4 固定資産計上基準表

- 1 取得時の付随費用
- 2 改良時の工事費等
- 3 改良時の付隨費用
- 4 中古資産の計上方法
- 5 除却・取替処理方針

資料 施設名（財産名称）ガイドライン

## 1 目的

この要領は、財産規則（昭和39年規則第17号。以下「規則」という。）第42条から第46条に規定する公有財産台帳の管理及び公有財産（以下「財産」という。）に関する情報の把握について必要な事項を定め、財産の効率的運用に資することを目的とする。

## 2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 局長等

規則第2条に規定する局長等及び教育長をいう。

(2) 公有財産台帳管理システム（以下「システム」という。）

公有財産台帳の管理を目的とした電子情報処理組織（電子計算機、演算装置、制御装置、記憶装置及び入出力装置）をいう。

(3) 台帳

契約管財局長及び局長等が備える公有財産台帳をいい、前号に掲げる公有財産台帳管理システムに登録した電磁的記録をいう。

(4) 施設

土地、建物や工作物などで構成される財産の集合体をいう。

(5) 事業用資産

財務諸表作成基準（以下「作成基準」という。）12項に規定する固定資産をいう。

(6) インフラ資産

作成基準13項に規定する固定資産をいう。

(7) 償却資産

作成基準11項に規定する固定資産のうち建物、工作物、動産、無体財産権（著作権を除く）、ソフトウェア、リース資産の一部をいう。

(8) 棚卸資産

作成基準10項（5）に規定する流動資産をいう。

## 3 台帳の登録単位

(1) 財産の台帳登録にあたっては、施設単位で作成するものとし、その施設を構成している土地、建物、工作物などについて、次に掲げる種別及び単位ごとに登録を行う。

ア 土地

筆を一の単位とする。ただし、当該土地にかかる所有権が下記イただし書きに規定する区分所有建物の敷地利用権である場合は、当該敷地利用権ごとに一筆単位で登録することができる。

イ 建物

棟を一の単位とする。ただし、建物の区分所有等に関する法律第1条に規定される区分所有建物については、各専有部分を単位とすることができる。

ウ 工作物

それぞれの用途を一の単位とする。

エ 動産

船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機は、個々の財産を一の単位とする。

オ 物権

地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利は、個々の権利を一の単位とする。

カ 無体財産権

特許権、著作権、商標権、意匠権及び実用新案権その他これらに準ずる権利は、個々の権利を一の単位とする。

キ 有価証券

株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利は、当該株式等の取得単位を一の単位とする。

ク 出資による権利

出資単位を一の単位とする。

ケ 信託の受益権

当該権利を一の単位とする。

(2) 1つの財産は、1つの区・局等で所管し、1つの区・局等で台帳の登録を行うものとする。

(3) 1つの財産を2つ以上の区・局等で所管せざるを得ない場合（1つの建物を数区・局等で区分して所管しているなどの場合を指し、1つの区・局等が所有し、他の区・局等に使用承認している場合は除く。）は、原則としてそれぞれの区・局等において当該所管範囲の財産に関する台帳の登録を行う。

#### 4 台帳の取得登録

(1) 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。

なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。

(2) 取得した財産については、次に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。

- ・財産の買入、譲受等による所有権の取得については、その所有権の取得の日

- ・財産の所管換えによる取得は、その所管替えの日

- ・建物等の新築等は、工事完了による本市引渡しの日。なお、工作物のうちインフラ資産及び公園については、供用開始日とすることができる。
- ・物権は、それを設定した日
- ・無体財産権は、それを登録した日
- ・出資による権利及び信託の受益権は、それを出資及び信託した日

## 5 台帳の異動登録

- (1) 財産の管理替え、増改築、売却等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。なお、登録を行う際の事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。
- (2) 異動した財産については、次に掲げる日を異動年月日とする。また、財産の一部の買入等及び建物等の増改築等により取得した場合においては、併せて取得年月日を登録する。
  - ・財産の一部の買入、売却等による所有権の取得又は喪失については、その所有権の取得又は喪失の日。
  - ・建物等の増改築等は、工事完了による本市引渡しの日。なお、工作物のうちインフラ資産及び公園については、供用開始日とすることができる。
  - ・公用廃止したときは、その廃止の日。
  - ・財産の管理替えは、その管理替えの日。

## 6 台帳の閉鎖登録

- (1) 市の所有する財産でなくなった場合は、システムを用いて閉鎖登録を行うものとする。なお、登録を行う際の事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。
- (2) 閉鎖した財産については、異動事由に応じて、次の時点を閉鎖年月日とする。
  - ・権利が消滅したとき
  - ・滅失を確認したとき
  - ・取壊し等を行ったとき
  - ・他台帳へ編入したとき
  - ・重複削除を行うとき

## 7 財産異動時の台帳等の引継ぎ

管理替え等により財産を異動するときは、関係局で協議のうえ、当該財産にかかる図面・文書等（以下「関連資料」という。）を引き受ける局長等に

引き継ぐものとする。

## 8 閉鎖台帳等の管理

- (1) 台帳の閉鎖を行った場合は、閉鎖時の台帳の所管部局において、当該台帳の閉鎖にかかる関連資料を当該異動にかかる決裁に添付し保存しておかなければならぬ。また、当該閉鎖台帳は、契約管財局において保存するものとする。
- (2) 現物出資により台帳の閉鎖を行った場合は、当該台帳の関連資料を、出資により取得する出資による権利の関連資料と併せて保存しておかなければならぬ。
- (3) 信託により台帳の閉鎖を行った場合は、当該台帳の関連資料を、信託により取得する不動産又は有価証券の信託の受益権の台帳の関連資料と併せて保存しておかなければならぬ。

## 9 各台帳の登録事項

個々の台帳に共通する事項欄の登録は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 索引番号欄
  - ア 土地、建物、工作物などが属する施設を示す11桁の番号を登録する。
  - イ 前記アに規定する番号は、契約管財局長がシステムにより指定（システムにより自動採番を行う。）する。
- (2) 施設名（財産名称）欄
  - 土地、建物、工作物などが属する施設の名称を登録する。施設名称は資料1「施設名（財産名称）ガイドライン」のとおりとする。
- (3) 財産番号欄
  - ア 土地、建物、工作物など当該財産を示す番号を登録する。
  - イ 前記アに規定する番号は、契約管財局長がシステムにより指定（システムにより自動採番を行う。）する。
- (4) 名称・用途欄（土地及び物権以外）
  - ア 通称名等を登録する。
  - イ 登録にあたっては、他の台帳における財産名称と識別可能な名称とする。  
例 建物：校舎、1号館、B402（区分所有の一室） 等  
工作物：正門、案内標（北）、港区埠頭C-5 等  
動産：120号（船舶の番号）  
出資による権利：公益財団法人〇〇 等
- (5) 所属欄
  - 当該財産を所管する区・局、部及び課（所）名を登録する。
- (6) 分類、区分、数量等単位欄

登録に当たっては、別表1「公有財産種別種目整理表」に掲げる分類、区分、数量等単位より選択し登録する。

## 10 取得原価

台帳に登録する取得原価（一円に満たない場合は一円とする。ただし、無体財産権の一部については0円とする。）は、次の各号によるものとする。

- (1) 購入、建設及び改良などで取得した場合は、当該財産の取得原価とする。  
なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。
- (2) 無償で取得した場合は、時価等を基準として公正に評価した額とする。  
鑑定価額がある場合は当該価額、ない場合は寄附者からの申出価額、路線価、公示価格、類似建物による推定再建築価額等を用いて評価する。  
また、交換で取得した場合は、交換に供された自己資産の適正な簿価とする。
- (3) 財産の一部の買入れ、管理替え等により面積や数量の増加が生じた場合は、その増加分の価格を取得原価に加える。
- (4) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次に掲げるとおり、取得原価を減額（以下「除却」という。）する。
  - ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合  
登録されている取得原価を除却する。
  - イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合  
滅失した部分相当額を、登録されている取得原価から除却する。この場合、除却する取得原価は、別表4「固定資産計上基準表 5 除却・取替処理方針」により算定する。
- (5) 棚卸資産については、「棚卸資産の評価に関する基準」7項に定める価額とする。

## 11 台帳価格

- (1) 台帳には、規則第43条に定める台帳価格を登録するものとする。台帳価格は取得または建設にかかる付随費用を含まない。
- (2) 規則第43条に該当しない異動及び滅失が生じた場合の台帳価格は、次によるものとする。
  - ア 財産の一部の買入れ、管理替え及び分合筆等により面積や数量の増減が生じた場合は、原則として増減後の数量に応じた台帳価格を按分算出し登録する。
  - イ 売却、撤去等により、台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合は、台帳価格を0円で登録する。

## 12 台帳価格の改定

(1) 契約管財局長は、台帳登録を行った土地及び建物の台帳価格について、毎年度3月31日の現況において、次に掲げる取扱いにより評価替を行い、毎年度4月1日に価格を改定するものとする。ただし、準公営企業会計に属する財産についてはこの限りでない。また、局長等は、年度の途中においても、所管する財産の台帳価格が時価に比して著しく不相当と認められる場合は、契約管財局長と協議のうえ、相当と推定される時価に改定できるものとする。

ア 土地

(ア) 定額で改定するもの

道路、河川敷、運河等の土地については、市区町村における平均公示価格の10%で設定する定額により改定する。

(イ) 改定率によるもの

前記(ア)以外の財産種別の土地については、市区町村別及び用途区分別に定める公示価格対前年変動率により契約管財局長が算定した改定倍率を台帳価格に乘じる。

注) 価格改定時に使用する「用途区分」

用途区分	
住宅地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域
商業地域	近隣商業地域、商業地域、準住居地域
準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域、工業専用地域
市街化調整区域	市街化調整区域

イ 建物については、建物構造区分に応じて、契約管財局長が別に定める価格改定要領に基づき改定倍率を台帳価格に乘じる。なお、これにより算定した台帳価格が建設価額（建築物価指数に応ずる修正を行っている場合においては、当該修正後の価額）の100分の10に相当する価格を下回ることとなる場合は、当該100分の10に相当する価格とする。

注) 価格改定時に使用する「建物構造区分」

構造区分	
耐火構造 (級別A)	鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨コンクリート造 コンクリート造 コンクリートブロック造 レンガ、石積造 プレストレスコンクリート造 プレキャストコンクリート造
準耐火構造 (級別B)	鉄骨造 軽量鉄骨造
木 造 (級別C)	木造 木造モルタル造
その他 (級別C)	土蔵造 倉庫・車庫等の簡易建物で、バラック建程度のもの（構造等を問わない。）

- (2) 土地、建物以外の財産は、評価替は行わない。ただし、局長等は、その価格が時価に比して著しく不相当と認められる場合は、契約管財局長と協議のうえ、相当と推定される時価に隨時改定できるものとする。

### 13 財産の耐用年数

財産の耐用年数は、以下によるものとする。

- (1) 耐用年数は、別表3「耐用年数表」に定めるものとする。
- (2) 耐用年数は第3項1号に定める台帳の登録単位ごとに適用するが、別表3の2に定める建物付属設備については同表の用途ごとに耐用年数を適用する。
- (3) 建物、工作物及び動産を増改築又は改造・改良を行った場合の用途及び構造並びに耐用年数の設定は次に掲げるとおりとする。
  - ア 増改築又は改造・改良を行った部分が当初設定した用途及び構造並びに耐用年数に影響を及ぼさない場合は当初に設定したものを利用するものとし、増改築等後に当該部分に応じた用途等の変更は行わない。
  - イ 増改築又は改造・改良を行った部分が当初の構造と区分でき、かつ、

それが社会通念上別の建物とみられるものであるときは、それぞれの構造の異なる建物ごとに区分して用途及び構造並びに耐用年数を設定する。

- (4) 建物及び工作物を移築及び移設した場合は、耐用年数の変更を行わない。
- (5) 耐用年数の全部または一部を経過した中古資産を取得した場合については、次に掲げるとおりとする。これにより算出した耐用年数に1年未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。ただし、算出した耐用年数が2年未満の場合は2年とする。

ア 経過年数が判明している場合

- ・耐用年数の全部を経過したものは、耐用年数×20%
- ・耐用年数の一部を経過したものは、  
$$(耐用年数 - 経過年数) + 経過年数 \times 20\%$$

イ 経過年数が不明な場合

- ・耐用年数×20%

## 14 減価償却

- (1) 契約管財局長は、償却資産について、財産ごとに前項に規定する耐用年数と、次に掲げる備忘価額に基づき、システムを用いて定額法により減価償却額を算定する。
  - ア 建物、工作物、動産 1円
  - イ 無体財産権 0円
- (2) 契約管財局長は、前項に定める減価償却額を、毎月末、その月ごとに算定するものとし、当該減価償却額をシステムに登録する。なお、減価償却は、財産の取得年月日の当月から開始する。
- (3) 取得原価、耐用年数の変更・修正等により1月分の減価償却額が変わることは、その財産の取得当初から減価償却額を再計算するものとする。
- (4) 財産の管理替え等を行った場合、当該財産の当月分減価償却額は管理替え等先で計上する。
- (5) 既存の償却資産に対して増改築等を行った場合は、当該増改築等部分については、既存の償却資産と用途及び構造並びに耐用年数を同じくする償却資産を新たに取得したものとし、増改築等の後に減価償却を行うものとする。
- (6) 売払い、撤去等で償却資産の滅失が生じた場合は、次に掲げるとおり、減価償却の累計額を除却する。
  - ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合  
登録している減価償却累計額を除却する。
  - イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合  
滅失した部分相当額を、登録している減価償却累計額から除却する。

この場合、除却する減価償却累計額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。

- (7) 第1号及び第3号から第6号までにより算定した減価償却額に一円未満の端数があるときは、その端数は一円に切り上げる。なお、減価償却の最終月における減価償却額は、取得原価から備忘価額、その前月までの減価償却累計額を差引いた額とする。

## 15 評価減の処理

### (1) 棚卸資産

棚卸資産については、「棚卸資産の評価に関する会計基準」により算定した簿価切下額を、システムを用いて登録するものとする。この場合の異動年月日は毎年度3月31日とする。

### (2) 有価証券及び出資による権利

有価証券及び出資による権利については、「出資金の評価に関する会計基準」により算定した評価差額を、システムを用いて登録するものとする。この場合の異動年月日は毎年度3月31日とする。

## 16 その他の資産

公有財産以外で作成基準に規定する次の各号に掲げる資産については、局長等がそれぞれ、システムを利用して管理するものとする。また、その取得・管理・処分については、別に定めがある場合を除き、局長等がそれぞれ、以下の方法により取り扱うものとする。

### (1) リース資産

ア 作成基準15項に規定する固定資産をいう。

イ 台帳の登録単位は、契約単位ではなく、個々のリース資産を一の単位とし、当該資産を2つ以上の区・局等で所管せざるを得ない場合は、第3項第3号の規定を準用する。

ウ 台帳の取得登録をする場合は、第4項第1号の規定を準用する。なお、取得年月日及び異動年月日は、リースを開始した日とする。

エ 台帳の異動登録をする場合は、第5項の規定を準用する。なお、リース期間の満了による機器等の撤去については、撤去日を異動年月日とする。

オ 台帳の閉鎖登録をする場合は、第6項の規定を準用する。この場合において、第6項第1号中「市の所有する財産でなくなった」とあるのは、「リース期間の満了により機器等を撤去した」と読み替えるものとする。

カ 各台帳の登録事項については、第9項第1号から第5号を準用する。

キ 台帳に登録する取得原価については、次に掲げる額とする。

・リース契約により新たに物件を借り入れる場合は、原則としてリース料

総額から利息相当額を控除した額とする。

- ・撤去の場合は、第10項第4号の規定を準用し、取得原価を減額（以下「除却」という。）する。

ク 台帳に登録する台帳価格については、次に掲げる額とする。

- ・新たに台帳に登載する場合は、取得原価と同額を登録する。
- ・撤去により、台帳に登録のあるリース資産を一資産単位で除却した場合は、0円を登録する。

ケ 契約管財局長は、第14項第1号の規定を準用し、次に掲げる方法により減価償却額を算定する。

- ・所有権移転外ファイナンス・リースに該当する場合は、備忘価格を0円として減価償却額を算定する。この場合において、第14項第1号中「耐用年数」とあるのは、「耐用月数」と読み替えるものとする。
- ・所有権移転ファイナンス・リースに該当する場合は、備忘価格及び耐用月数を自己所有の場合と同様に財産の種類に応じた備忘価格及び耐用月数として算定する。

それ以外の減価償却に係る取扱いは、第14項第2号から第4号及び第6号、第7号の規定を準用する。

コ イからケ以外に係る取扱いについては、第7項、第8項、第13項の規定を準用する。この場合において、第13項中「耐用年数」とあるのは、「耐用月数」と読み替えるものとする。

## (2) ソフトウェア

ア 作成基準16項に規定する固定資産をいう。

イ 台帳の登録単位は、契約単位ではなく、個々のソフトウェアを一の単位とし、当該資産を2つ以上の部局等で所管せざるを得ない場合は、第3項第3号の規定を準用する。

ウ 台帳の取得登録をする場合は、第4項の規定を準用する。この場合において、第4項第2号中「財産の買入、譲受による所有権の取得については、その所有権の取得の日」とあるのは、「ソフトウェアの買入、譲受は、検査完了による本市引渡しの日」と読み替える、「建物等の新築等は、工事完了による本市引渡しの日」とあるのは、「ソフトウェアの開発は、検査完了による本市引渡しの日」と読み替える。

エ 各台帳の登録事項については、第9項第1号から第5号を準用する。

オ 台帳に登録する台帳価格については、次に掲げる額とする。

- ・新たに台帳に登載する場合は、取得原価と同額を登録する。
- ・廃止により、台帳に登録のあるソフトウェアを一資産単位で除却した場合は、0円を登録する。

カ 契約管財局長は、第14項第1号イの規定を準用し、備忘価格を0円として減価償却額を算定する。なお、それ以外の減価償却に係る取扱いは、

第14項第2号から第4号及び第6号、第7号の規定を準用する。  
キ イからカ以外に係る取扱いについては、第5項、第6条、第7項、第8項、第10項、第13項の規定を準用する。

## 17 基金に属する財産

市が所有する財産のうち基金に属する土地及び建物については、公有財産に準じ、局長等がそれぞれシステムを利用して管理するものとする。

## 18 財務会計システムとの連携

会計規則第112条の2に規定する財務諸表等の作成にあたっては、システムで管理する資産に関する情報を、正確に財務会計システムに提供しなければならない。

### 附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前の手続により処理された台帳については、なお、従前の例による。

### 附則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成28年1月22日から施行する。

### 附則

この要領は、平成28年10月20日から施行する。

別表1

## 種別種目整理表

種別 コード	種別	種目 コード	種目名称	数量単位	摘要
0	土地		土地	m <sup>2</sup>	
1	建物	000	木造	m <sup>2</sup>	
		001	非木造	m <sup>2</sup>	
9	工作物	000	門	個	木門、石門
		001	囲障	個	さく、へい、生垣等
		002	水道	個	屋外に独立して設置された飲用又は散水用の水道施設、給水塔等、一式をもって1個とする。
		003	下水道	個	下水道(排水管、排水路)等、一式をもって1個とする。
		004	池井	個	人工を加えた池、沼、養魚池、井戸等各1カ所をもって1個とする。
		005	貯水池	個	ろ過池、沈でん池、プール等1カ所をもって1個とする。
		006	水路	個	送水路、暗きよ、インクラインを含み1カ所をもって1個とする。
		007	せき水門	個	水門、開閉水門、まき上水門を含めて1カ所をもって1個とする。
		008	貯槽	個	水槽、貯油槽、ガスタンク、薬品タンク等1カ所をもって1個とする。
		009	電信電話電力線路	個	架空ケーブル、地下ケーブル等を包括し1ヶ所をもって1個とする。
		010	照明装置	個	取りはずす部分は含まない、一式をもって1個とする。
		011	電柱	本	
		012	諸標	個	浮標、立標、信号標識等の各1カ所をもつて1個とする。
		013	射場	個	射撃場における諸工作物の一式をもつて1個とする。
		014	トンネル	個	1カ所をもつて1個とする。
		015	灯台	個	1カ所をもつて1個とする。
		016	塔	個	広告塔、警報塔、望楼等。
		017	橋	個	桟橋、陸橋を含む。
		018	煙突	個	独立の存在を有するもので煙道等の設備を一団として、一基をもつて1個とする。
		019	起重機	個	定置式のものにつき一式をもつて1個とする。
		020	昇降機	個	一式をもつて1個とする。
		021	焼却炉	個	一式をもつて1個とする。
		022	遊戯設備	個	一式をもつて1個とする。
		023	競技設備	個	一式をもつて1個とする。
		024	原動装置	個	一式をもつて1個とする。
		025	伝動装置	個	一式をもつて1個とする。

種別コード	種別	種目コード	種目名称	数量単位	摘要
9	工作物	026	変電装置	個	一式をもって1個とする。
		027	ガス設備	個	一式をもって1個とする。
		028	消防設備	個	一式をもって1個とする。
		029	雑工作物	個	他の種目に属しないもの、各1カ所をもって1個とする。
		050	園路広場(公園)	個	
		051	修景施設(公園)	個	
		052	休養施設(公園)	個	
		053	遊戯施設(公園)	個	
		054	運動施設(公園)	個	
		055	教養施設(公園)	個	
		056	便益施設(公園)	個	
		057	管理施設(公園)	個	
		058	その他の施設(公園)	個	
		059	都市基幹公園(総合公園)	個	施設、野球場、運動場等の一か所をもって1個とする。
		060	住区基幹公園(街区公園)	個	施設、野球場、運動場等の一か所をもって1個とする。
		061	住区基幹公園(近隣公園)	個	施設、野球場、運動場等の一か所をもって1個とする。
		062	住区基幹公園(地区公園)	個	施設、野球場、運動場等の一か所をもって1個とする。
		063	その他公園(風致公園)	個	施設、野球場、運動場等の一か所をもって1個とする。
		064	その他公園(歴史公園)	個	施設、野球場、運動場等の一か所をもって1個とする。
		065	その他公園(緑道)	個	
		066	その他公園(都市緑地)	個	
		067	動物園(公園)	個	獣舎、放飼場、電気設備等の一か所をもつて1個とする。
		100	道路施設(道路)	個	
		101	立体横断施設等(道路)	個	
		102	道路設備(道路)	個	
		103	ライフライン(道路)	個	
		104	駐車場(道路)	個	
		105	新交通システム(道路)	個	
		106	昇降機設備(道路)	個	
		107	その他道路施設等(道路)	個	

種別コード	種別	種目コード	種目名称	数量単位	摘要
9	工作物	150	河川本体構造物(河川)	個	
		151	付帯構造物(河川)	個	
		152	河川浄化施設(河川)	個	
		153	排水機場(河川)	個	
		154	流域貯留浸透施設(河川)	個	
		155	昇降機設備(河川)	個	
		156	その他河川施設等(河川)	個	
		200	水域施設(港湾)	個	
		201	外郭施設(港湾)	個	
		202	係留施設(港湾)	個	
		203	臨港交通施設(港湾)	個	
		204	荷捌施設(港湾)	個	
		205	保管施設(港湾)	個	
		206	廃棄物処理施設(港湾)	個	
		207	環境整備施設(港湾)	個	
		208	公害防止施設(港湾)	個	
		209	埠頭保安設備(港湾)	個	
4	動産	210	人工地盤(港湾)	個	
		211	雜工作物(港湾)	個	
		212	港湾施設建物(港湾)	個	
		213	海岸施設(港湾)	個	
		001	浮標	個	
		002	浮桟橋	個	
		003	浮ドック	個	
		010	鉄鋼船	t	
5	物権	011	木船	t	船舶法(明治 32 年法律第 46 号)の適用をうけるもの。
		012	その他の船	t	同上
		020	航空機	機	同上
		029	その他	個	
		000	地上権	m <sup>2</sup>	
		001	地役権	m <sup>2</sup>	
		002	鉱業権	m <sup>2</sup>	
		003	採石権	m <sup>2</sup>	

種別 コード	種別	種目 コード	種目名称	数量単位	摘要
6	無体財産権	000	特許権	件	
		001	著作権	件	
		002	商標権	件	
		003	実用新案権	件	
		004	意匠権	件	
7	有価証券	000	株式	株	
		002	地方債	口	
		003	国債	口	
		004	受益証券	口	
		005	出資証券	口	
		013	鉄道債券	枚	
		014	その他の社債	枚	
8	出資による権利		出資による権利	件	出捐金を含む。
10	信託受益権		信託受益権	件	

別表2

## 公有財産異動理由表

公有財産台帳登録情報		公会計異動事由		自動仕訳対象 (過年度の場合は全て自動仕訳対象外)	摘要
コード	異動理由	コード	財務会計システム 異動事由		
025	無償取得1(国等)(+)	12	贈与・寄付等 取得	○	国、地方公共団体等からの無償譲受があったとき <b>無償所管換、会計区分変更(無償)を含む</b>
020	無償取得2(民間等)(+)	12	贈与・寄付等 取得	○	国、地方公共団体等 <b>以外</b> からの寄附があったとき 都市計画法第40条による無償の帰属を含む ※区画整理法第105条による帰属は、コード290帰属(+)を選択
050	買入れ(+)	10	購入・建設取 得	リース資産は ○ それ以外は —	公有財産を有償で取得したとき <b>有償所管換、会計区分変更(有償)を含む</b> また、都市計画法第40条による帰属のうち、負担金を支出したとき
240	収用(+)	10	購入・建設取 得	—	土地収用法等の規定により土地を収用したとき
250	公有水面埋立(+)	10	購入・建設取 得	—	公有水面埋立法により所有権を取得したとき
260	造成(+)	10	購入・建設取 得	—	盛土、切土、土留等土地の経済上の価値を増加させる行為をしたとき
230	換地(+)	10	購入・建設取 得	—	土地区画整理法第103条の規定により換地されたとき ※仮換地指定にかかる異動は行わず、備考欄に記載する
290	帰属(+)	10	購入・建設取 得	—	土地区画整理法第105条の規定により公共用地が帰属したとき
280	合筆(+)				合筆により土地の数量に増減が生じたとき
270	分筆(+)				分筆により土地の数量に増減が生じたとき
200	分合筆端数整理(+)				土地を分合筆したときに面積の端数が出るとき
210	表示変更(+)				地目変更、地積更正により土地の面積(登記・実測)に増減が生じたとき
498	関連地番処理(+)				関連地番(複数の筆で施設が構成されているが、筆ごとの面積が確定していない場合)の異動を行ったとき
040	交換(+)	60	交換取得	—	公有財産を交換により取得したとき
220	代物弁済(+)	60	交換取得	—	市の債権の消滅原因として、本来受けべき給付にかわって受けた給付が公有財産に該当するとき
110	管理替(所属替)(+)	50	会計内所管 替等(受)	○	管理替:局長等相互間で所管をかえたとき(受所属) 所属替:部局内で分掌をかえたとき(受所属)
112	資産全部管理替(+)	50	会計内所管 替等(受)	○	土地1筆、建物1棟などの単位で管理替(所属替を含む)が生じたとき(受所属)
412	インフラ資産へ(から)編入を 伴う資産全部管理替(+)	50	会計内所管 替等(受)	○	土地1筆、建物1棟などの単位で管理替(所属替を含む)が生じ、同時にインフラ区分が変更になるとき(受所属)
417	用途変更を伴う資産全部管 理替(+)	50	会計内所管 替等(受)	○	土地1筆、建物1棟などの単位で管理替(所属替を含む)が生じ、同時に建物の用途が変更になるとき(受所属)

※異動理由の末尾の(+)(-)は数量・価格等が増加する異動が(+)、減少する異動が(--)となる  
※ここに掲載されていないA又はBから始まる異動理由はデータ移行(H26.4.1)以前に行われた異動である

公有財産台帳登録情報		公会計異動事由		自動仕訳対象 (過年度の場合は全て自動仕訳対象外)	摘要
コード	異動理由	コード	財務会計システム 異動事由		
113	資産一部管理替(+)	50	会計内所管替等(受)	○	土地1筆、建物1棟などの単位のうちその一部で管理替(所属替を含む)が生じたとき(受所属)
116	インフラ資産へ(から)編入を伴う資産一部管理替(+)	50	会計内所管替等(受)	○	土地1筆、建物1棟などの単位のうちその一部で管理替(所属替えを含む)が生じ、同時にインフラ区分が変更になるとき(受所属)
418	用途変更を伴う資産一部管理替(+)	50	会計内所管替等(受)	○	土地1筆、建物1棟などの単位のうちその一部で管理替(所属替えを含む)が生じ、同時に建物の用途が変更になるとき(受所属)
140	引継(+)	50	会計内所管替等(受)	○	公有財産を契約管財局長に引き継ぐとき(受所属)
440	インフラ資産へ(から)編入を伴う引継(+)	50	会計内所管替等(受)	○	公有財産を契約管財局長に引き継ぎ、同時にインフラ区分の変更が生じたとき(受所属)
445	用途変更を伴う引継(+)	50	会計内所管替等(受)	○	公有財産を契約管財局長に引き継ぎ、同時に建物の用途に変更が生じたとき(受所属)
100	公用廃止・用途変更(施設)(+)				施設単位で行政財産を普通財産にしたとき、又はその逆及び財産種別を変更したとき
090	公用廃止・用途変更(資産)(+)				土地1筆、建物1棟などの単位で行政財産を普通財産にしたとき又はその逆、及び公有財産を別の用途に変更したとき
092	インフラ資産へ(から)編入を伴う公用廃止・用途変更(資産)(+)	71	勘定科目変更	—	土地1筆、建物1棟などの単位で行政財産を普通財産にし、同時にインフラ区分が変更になったとき又はその逆、及び公有財産を別の用途に変更し、同時にインフラ区分が変更になったとき
395	用途変更を伴う公用廃止・用途変更(資産)(+)				土地1筆、建物1棟などの単位で行政財産を普通財産に、又は財産種別を変更し、同時に建物の用途が変更になったとき又はその逆
091	一部公用廃止・用途変更(資産)(+)				土地1筆、建物1棟などの単位のうちその一部で行政財産を普通財産にしたとき又はその逆、及び公有財産を別の用途に変更したとき
093	インフラ資産へ(から)編入を伴う一部公用廃止・用途変更(資産)(+)	71	勘定科目変更	—	土地1筆、建物1棟などの単位のうちその一部で行政財産を普通財産にし、同時にインフラ区分が変更になったとき又はその逆、及び公有財産を別の用途に変更し、同時にインフラ区分が変更になったとき
396	用途変更を伴う一部公用廃止・用途変更(資産)(+)				土地1筆、建物1棟などの単位のうちその一部で行政財産を普通財産に、又は財産種別を変更し、同時に建物の用途が変更になったとき又はその逆
300	新築(新設・新造)(+)	10	購入・建設取得	—	建物、工作物等を新たにつくったとき
301	建物附属設備登録(+)	10	購入・建設取得	—	建物内設備を新たに登録するとき(寄附等による場合は「302建物附属設備登録(無償)(+)'を選択する)
302	建物附属設備登録(無償)(+)	12	贈与・寄付等取得	○	建物内設備を無償で取得したとき
310	増築(増設)(+)	10	購入・建設取得	—	既設の建物等に新たな建物等をつけ加えたとき
320	改築(改設・改造)(+)	10	購入・建設取得	—	建物、工作物等の一部を撤去して新たに用途、規模、構造の著しく異なるものをついたとき(受入側)
330	移築(移設)(+)	10	購入・建設取得	—	建物、工作物等を解体し又は基礎部分の定着性を遊離し、異なる位置に1／2以上の数量の古材を使用し再構築したとき(古材の使用が1／2以下の場合は新築)

※異動理由の末尾の(+)(-)は数量・価格等が増加する異動が(+)、減少する異動が(--)となる  
※ここに掲載されていないA又はBから始まる異動理由はデータ移行(H26.4.1)以前に行われた異動である

公有財産台帳登録情報		公会計異動事由		自動仕訳 対象 (過年度の場合は全て自動 仕訳対象外)	摘要
コード	異動理由	コード	財務会計 システム 異動事由		
340	模様替(+)	10	購入・建設取 得	—	建物等の構造物について利用上、構造上該当建物等の数量(面積等)に変更 のない現状変更を行ったとき 耐震工事、バリアフリー工事等
460	設定(+)	10	購入・建設取 得	—	地上権等の用益物件及び無体財産権を設定したとき (寄附による場合は無償取得を選択する)
400	株式無償割当(有利発行) (+)	12	贈与・寄付等 取得	○	株式の無償割当を受けたとき ただし、本市に対する有利発行により価値が増加した場合に限る
420	株式数変更(+)				株式分割(1株→100株)などがあったとき
450	出資(出捐)(+)	10	購入・建設取 得	—	株式会社、外郭団体等に市が出資又は出えんを行うことにより権利を取得し たとき
070	種別替(+)	71	勘定科目変 更	—	公有財産の種別(土地、建物、工作物等の別)を変更したとき
080	種目替(+)	71	勘定科目変 更	—	公有財産の種目(門、囲障等の別)を変更したとき
130	物品から編入(+)	71	勘定科目変 更	—	物品を公有財産にしたとき
120	インフラ資産へ(から)編入 (+)	71	勘定科目変 更	—	インフラ資産を事業用資産にしたとき、又は事業用資産をインフラ資産にした とき
180	誤びゆう訂正(+)				公有財産台帳の誤記、誤算等の誤謬訂正をしたとき
000	その他(名称等変更)				数量及び価格の増減に関係のない異動をしたとき 名称・用途の変更等
111	組織改正(期初)(+)	53	組織替(受)	—	4月1日付で組織を改正したとき
115	組織改正(期中)(+)	50	会計内所管 替等(受)	○	年度途中に組織を改正したとき
121					
190	価格改定(+)				台帳価格の一斉改定を行ったとき
452	評価替(+)				台帳価格の随時改定を行ったとき
350	データ移行(+)				システムへのデータ移行(H26.4.1)
480	その他(+)	91	その他(受)	—	上記以外の理由により、公有財産の数量、価格に増減が生じたとき
525	無償譲渡(国等)(-)	40	除却	○	所有権が移転される国、地方公共団体等への移管をしたとき <u>無償所管換、会計区分変更(無償)を含む</u>

※異動理由の末尾の(+)(-)は数量・価格等が増加する異動が(+)、減少する異動が(--)となる  
※ここに掲載されていないA又はBから始まる異動理由はデータ移行(H26.4.1)以前に行われた異動である

公有財産台帳登録情報		公会計異動事由		自動仕訳対象 (過年度の場合は全て自動仕訳対象外)	摘要
コード	異動理由	コード	財務会計システム 異動事由		
526	一部無償譲渡(国等)(一)	40	除却	○	所有権が一部移転される国、地方公共団体等への移管をしたとき <u>無償所管換、会計区分変更(無償)を含む</u>
520	無償譲渡(民間等)(一)	40	除却	○	所有権が移転される国、地方公共団体等以外への譲渡をしたとき
521	一部無償譲渡(民間等)(一)	40	除却	○	所有権が一部移転される国、地方公共団体等以外への譲渡をしたとき
550	売却(一)	20	売却	○	公有財産を売り払ったとき <u>有償所管換、会計区分変更(有償)を含む</u>
551	一部売却(一)	20	売却	○	公有財産の一部を売り払ったとき <u>有償所管換、会計区分変更(有償)を含む</u>
730	換地(一)	20	売却	○	土地区画整理法第104条の規定により従前地(宅地)の台帳を閉鎖するとき ※仮換地指定にかかる異動は行わず備考欄に記載する
790	帰属(一)	20	売却	○	土地区画整理法第105条の規定により従前地(公共施設用地)の台帳を閉鎖するとき
780	合筆(一)				合筆により土地の数量に増減が生じたとき
770	分筆(一)				分筆により土地の数量に増減が生じたとき
771	分筆(閉鎖)(一)				分筆により当該台帳が閉鎖されるとき
700	分合筆端数整理(一)				土地を分合筆したときに面積の端数が出るとき
710	表示変更(一)				地目変更、地積更正により土地の面積(登記・実測)に増減が生じたとき
998	関連地番処理(一)				関連地番(複数の筆で施設が構成されているが、筆ごとの面積が確定していない場合)の異動を行ったとき
540	交換(一)	65	交換供与	-	公有財産を交換により処分したとき
541	一部交換(一)	65	交換供与	-	公有財産の一部を交換により処分したとき
610	管理替(所属替)(一)	55	会計内所管替等(払)	○	管理替:局長等相互間で所管をかえたとき(渡所属) 所属替:部局内で分掌をかえたとき(渡所属)
612	資産全部管理替(一)	55	会計内所管替等(払)	○	土地1筆、建物1棟などの単位で管理替(所属替を含む)が生じたとき(渡所属)
912	インフラ資産へ(から)編入を伴う資産全部管理替(一)	55	会計内所管替等(払)	○	土地1筆、建物1棟などの単位で管理替(所属替を含む)が生じ、同時にインフラ区分が変更になるとき(渡所属)
		71	勘定科目変更	-	

※異動理由の末尾の(+)(-)は数量・価格等が増加する異動が(+)、減少する異動が(-)となる  
※ここに掲載されていないA又はBから始まる異動理由はデータ移行(H26.4.1)以前に行われた異動である

公有財産台帳登録情報		公会計異動事由		自動仕訳対象 (過年度の場合は全て自動仕訳対象外)	摘要
コード	異動理由	コード	財務会計システム異動事由		
917	用途変更を伴う資産全部管理替(一)	55	会計内所管替等(払)	○	土地1筆、建物1棟などの単位で管理替(所属替を含む)が生じ、同時に建物の用途が変更になるとき(渡所属)
613	資産一部管理替(一)	55	会計内所管替等(払)	○	土地1筆、建物1棟などの単位のうちその一部で管理替(所属替を含む)が生じたとき(渡所属)
616	インフラ資産へ(から)編入を伴う資産一部管理替(一)	55	会計内所管替等(払)	○	土地1筆、建物1棟などの単位のうちその一部で管理替(所属替えを含む)が生じ、同時にインフラ区分が変更になるとき(渡所属)
		71	勘定科目変更	—	
918	用途変更を伴う資産一部管理替(一)	55	会計内所管替等(払)	○	土地1筆、建物1棟などの単位のうちその一部で管理替(所属替えを含む)が生じ、同時に建物の用途が変更になるとき(渡所属)
640	引継(一)	55	会計内所管替等(払)	○	公有財産を契約管財局長に引き継ぐとき(渡所属)
940	インフラ資産へ(から)編入を伴う引継(一)	55	会計内所管替等(払)	○	公有財産を契約管財局長に引き継ぎ、同時にインフラ区分の変更が生じたとき(渡所属)
		71	勘定科目変更	—	
945	用途変更を伴う引継(一)	55	会計内所管替等(払)	○	公有財産を契約管財局長に引き継ぎ、同時に建物の用途に変更が生じたとき(渡所属)
600	公用廃止・用途変更(施設)(一)				施設単位で行政財産を普通財産にしたとき、又はその逆及び財産種別を変更したとき
590	公用廃止・用途変更(資産)(一)				土地1筆、建物1棟などの単位で行政財産を普通財産にしたとき又はその逆、及び公有財産を別の用途に変更したとき
592	インフラ資産へ(から)編入を伴う公用廃止・用途変更(資産)(一)	71	勘定科目変更	—	土地1筆、建物1棟などの単位で行政財産を普通財産にし、同時にインフラ区分が変更になったとき又はその逆、及び公有財産を別の用途に変更し、同時にインフラ区分が変更になったとき
895	用途変更を伴う公用廃止・用途変更(資産)(一)				土地1筆、建物1棟などの単位で行政財産を普通財産に、又は財産種別を変更し、同時に建物の用途が変更になったとき又はその逆
591	一部公用廃止・用途変更(資産)(一)				土地1筆、建物1棟などの単位のうちその一部で行政財産を普通財産にしたとき又はその逆、及び公有財産を別の用途に変更したとき
593	インフラ資産へ(から)編入を伴う一部公用廃止・用途変更(資産)(一)	71	勘定科目変更	—	土地1筆、建物1棟などの単位のうちその一部で行政財産を普通財産にし、同時にインフラ区分が変更になったとき又はその逆、及び公有財産を別の用途に変更し、同時にインフラ区分が変更になったとき
896	用途変更を伴う一部公用廃止・用途変更(資産)(一)				土地1筆、建物1棟などの単位のうちその一部で行政財産を普通財産に、又は財産種別を変更し、同時に建物の用途が変更になったとき又はその逆
850	撤去(一)	40	除却	○	既設の建物等を撤去したとき
851	一部撤去(一)	40	除却	○	既設の建物等の一部撤去したとき
820	改築(改設・改造)(一)	40	除却	○	建物、工作物等の一部を撤去して新たに用途、規模、構造の著しく異なるものをついたとき(払出側)

※異動理由の末尾の(+)(-)は数量・価格等が増加する異動が(+)、減少する異動が(--)となる  
※ここに掲載されていないA又はBから始まる異動理由はデータ移行(H26.4.1)以前に行われた異動である

公有財産台帳登録情報		公会計異動事由		自動仕訳対象 (過年度の場合は全て自動仕訳対象外)	摘要
コード	異動理由	コード	財務会計システム 異動事由		
830	移築(移設)(一)	40	除却	○	建物、工作物等を解体し又は基礎部分の定着性を遊離し、異なる位置に1／2以上の数量の古材を使用し再構築したとき(古材の使用が1／2以下の場合は新築)
800	焼失(一)	70	災害損失	○	建物、工作物等が火災等により消失したとき
860	損傷(一)	70	災害損失	○	天災又は衝突等の事故により船舶、浮桟橋が損傷したとき
861	一部損傷(一)	70	災害損失	○	天災又は衝突等の事故により船舶、浮桟橋が一部損傷したとき
870	喪失(一)	40	除却	○	船舶、浮桟橋等を沈没、流出等により喪失したとき
871	一部喪失(一)	40	除却	○	船舶、浮桟橋等を沈没、流出等により一部喪失したとき
960	消滅(一)	40	除却	○	地上権等の用益物件及び無体財産権を消滅させたとき
961	一部消滅(一)	40	除却	○	地上権等の用益物件及び無体財産権を一部消滅させたとき
900	株式併合(一)				株式が併合されたとき
950	出資(出捐)(一)	20	売却	○	株式会社、外郭団体等から市が出資金(出えん金)を売却したとき
951	一部出資(出捐)(一)	20	売却	○	株式会社、外郭団体等から市が出資金(出えん金)を一部売却したとき
570	種別替(一)	71	勘定科目変更	—	公有財産の種別(土地、建物、工作物等の別)を変更したとき
580	種目替(一)	71	勘定科目変更	—	公有財産の種目(門、囲障等の別)を変更したとき
630	物品へ編入(一)	71	勘定科目変更	—	公有財産を物品にしたとき
620	インフラ資産へ(から)編入(一)	71	勘定科目変更	—	事業用資産をインフラ資産にしたとき、又はインフラ資産を事業用資産にしたとき
680	誤びゆう訂正(一)				公有財産台帳の誤記、誤算等の誤謬訂正をしたとき
611	組織改正(期初)(一)	58	組織替(払)	—	4月1日付で組織を改正したとき
615	組織改正(期中)(一)	55	会計内所管替等(払)	○	年度途中に組織を改正したとき
621					

※異動理由の末尾の(+)(-)は数量・価格等が増加する異動が(+)、減少する異動が(-)となる  
 ※ここに掲載されていないA又はBから始まる異動理由はデータ移行(H26.4.1)以前に行われた異動である

公有財産台帳登録情報		公会計異動事由	自動仕訳 対象 (過年度の場合は全て自動 仕訳対象外)	摘要
コード	異動理由	コード	財務会計 システム 異動事由	
690	価格改定(一)			台帳価格の一斉改定を行ったとき
952	評価替(一)			台帳価格の随時改定を行ったとき
999	減損(一)	81	減損	○ 有価証券、出資による権利の減損及び棚卸資産の評価減
810	データ移行(一)			システムへのデータ移行(H26.4.1)
980	その他(一)	96	その他(払)	— 上記以外の理由により、公有財産の数量、価格に増減が生じたとき (閉鎖されない)
981	その他(閉鎖)(一)	96	その他(払)	— 上記以外の理由により、公有財産の数量、価格に増減が生じ、その結果台帳 が閉鎖されるとき
491	事業情報修正	50	会計内所管 替等(受)	○ 管理事業・任意事業を変更したとき
		55	会計内所管 替等(払)	○ 管理事業・任意事業を変更したとき
493	事業情報修正(組織改正 (期初))	53	組織替(受)	— 4月1日付で管理事業・任意事業が変更になるとき、又は4月1日付で組 織改正と同時に事業名が変更になるとき
		58	組織替(払)	— 4月1日付で管理事業・任意事業が変更になるとき、又は4月1日付で組 織改正と同時に事業名が変更になるとき
492	事業情報修正(組織改正 (期中))	50	会計内所管 替等(受)	○ 年度途中に施設単位で管理事業・任意事業を変更したとき
		55	会計内所管 替等(払)	○ 年度途中に施設単位で管理事業・任意事業を変更したとき

※異動理由の末尾の(+)(-)は数量・価格等が増加する異動が(+)、減少する異動が(−)となる

※ここに掲載されていないA又はBから始まる異動理由はデータ移行(H26.4.1)以前に行われた異動である

## **別表3 耐用年数表**

1 建物

2 建物付属設備

3 工作物

3-1 事業用資産

3-2 事業用資産・公園

3-3 インフラ資産・道路

3-4 インフラ資産・河川

3-5 インフラ資産・港湾

4 無体財産権

5 動産

6 リース資産

7 ソフトウェア

## 1. 建物

	用 途	構造種別(主体構造)										
		鉄骨 鉄筋 Co	鉄筋 Co	無筋 Co	Co ブロック	レガ 造	プレスト レスト Co	プレ キャスト Co	土蔵造	鉄骨造	軽量 鉄骨造	木造
1	庁舎	50	50	41	41	41	50	50	22	38	30	24
2	事務所	50	50	41	41	41	50	50	22	38	30	24
3	詰所・寄り場	50	50	41	41	41	50	50	22	38	30	24
4	作業所・工作室	38	38	34	34	34	38	38	14	31	24	15
5	倉庫・物置	38	38	34	34	34	38	38	14	31	24	15
6	自転車置場・置場	38	38	34	34	34	38	38	14	31	24	15
7	書庫	50	50	41	41	41	50	50	22	38	30	24
8	車庫	38	38	34	34	34	38	38	14	31	24	15
9	食堂・調理室	41	41	38	38	38	41	41	19	31	25	20
10	陳列所・展示室	50	50	41	41	41	50	50	22	38	30	24
11	校舎・園舎	47	47	38	38	38	47	47	20	34	27	22
12	講堂	47	47	38	38	38	47	47	20	34	27	22
13	給食室	41	41	38	38	38	41	41	19	31	25	20
14	廊下・渡廊下	41	41	38	38	38	41	41	19	31	25	20
15	図書室	50	50	41	41	41	50	50	22	38	30	24
16	体育館	47	47	38	38	38	47	47	20	34	27	22
17	集会所・会議室	47	47	38	38	38	47	47	20	34	27	22
18	会館・本館	50	50	41	41	41	50	50	22	38	30	24
19	音楽堂・ホール	50	50	41	41	41	50	50	22	38	30	24
20	公民館	50	50	41	41	41	50	50	22	38	30	24
21	保健室・医務室・衛生室	50	50	41	41	41	50	50	22	38	30	24
22	脱衣室・更衣室	47	47	38	38	38	47	47	20	34	27	22
23	保育室・育児室	47	47	38	38	38	47	47	20	34	27	22
24	案内所	50	50	41	41	41	50	50	22	38	30	24
25	寮舎・宿舎	47	47	38	38	38	47	47	20	34	27	22
26	洗場・水飲場	38	38	34	34	34	38	38	14	31	24	15
27	浴場・風呂場	47	47	38	38	38	47	47	20	34	27	22
28	便所	38	38	34	34	34	38	38	14	31	24	15
29	教習所・養成所・研修所	38	38	34	34	34	38	38	14	31	24	15
30	温室	38	38	34	34	34	38	38	14	31	24	15
31	小屋・畜舎	38	38	34	34	34	38	38	14	31	24	15
32	火葬場	50	50	41	41	41	50	50	22	38	30	24
33	葬祭所・斎場	50	50	41	41	41	50	50	22	38	30	24
34	靈安室・死体安置室	50	50	41	41	41	50	50	22	38	30	24
35	焼却場	38	38	34	34	34	38	38	14	31	24	15
36	塵芥集積所	38	38	34	34	34	38	38	14	31	24	15
37	処理場・加工場	38	38	34	34	34	38	38	14	31	24	15
38	監視所・観察所	50	50	41	41	41	50	50	22	38	30	24
39	滅菌室	38	38	34	34	34	38	38	14	31	24	15
40	濾過室	38	38	34	34	34	38	38	14	31	24	15
41	計量器室	38	38	34	34	34	38	38	14	31	24	15
42	ポンプ室	38	38	34	34	34	38	38	14	31	24	15
43	技術室・機械室	38	38	34	34	34	38	38	14	31	24	15
44	ボイラー室	38	38	34	34	34	38	38	14	31	24	15
45	配電室・電気室	38	38	34	34	34	38	38	14	31	24	15
46	住宅	47	47	38	38	38	47	47	20	34	27	22
47	住宅付属建物	47	47	38	38	38	47	47	20	34	27	22

## 2. 建物付属設備

	設備の種類			耐用年数
	用 途		主体構造	
1	電気設備(照明設備を含む。)	蓄電池電源設備	区分なし	6
		通信情報設備		15
		その他のもの		15
2	給排水設備			15
3	衛生設備			15
4	ガス設備			15
5	冷暖房設備	冷凍機の出力が22キロワット以下のもの	13	
		その他のもの	15	
6	ボイラー設備			15
7	昇降機設備	エレベーター	17	
		エスカレーター	15	
8	消火設備			8
9	排煙設備			8
10	災害報知設備			8
11	格納式避難設備			8
12	自動ドア開閉設備			12
13	アーケード	主として金属製のもの	15	
		その他のもの	8	
14	日よけ設備	主として金属製のもの	15	
		その他のもの	8	
15	可動間仕切り	簡易なもの	3	
		その他のもの	15	
16	前掲のもの以外のもの及び 前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	18	
		その他のもの	10	

### 3-1. 工作物(事業用資産)

	施設名		構造種別(主体構造)											
			鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	コンクリートブロック造	コンクリートブロック造	れんが造	石造	土造	金属造		合成樹脂造	木造	
	種目	用 途	鉄骨鉄筋コンクリート造	コンクリートブロック造	コンクリートブロック造	れんが造	石造	土造	鋳鉄製	鋼鉄製				
18	橋	橋梁	60	60	40	40	40	50	40	45	45	10	15	
		棧橋	50	50	30	30	40	50	40	45	45	10	10	
		陸橋	60	60	40	40	40	50	40	45	45	10	15	
19	煙突	煙突	35	35	—	—	25	—	—	10	10	—	—	
20	起重機	起重機	17(区分なし)											
21	昇降機	エレベーター	17(区分なし)											
		エスカレーター	15(区分なし)											
22	焼却炉	焼却炉	35	35	—	—	25	—	—	10	10	—	—	
23	遊戯設備	公園	40(区分なし)											
		スタンド	45	45	—	—	—	—	—	30	30	—	—	
		競輪場用競走路	10(区分なし)											
		ネット設備	15(区分なし)											
		野球場(土工施設)	30(区分なし)											
		陸上競技場(土工施設)	30(区分なし)											
		ゴルフコース(土工施設)	30(区分なし)											
		その他スポーツ施設(土工施設)	30(区分なし)											
		水泳プール	30(区分なし)											
		児童用遊具	10(区分なし)											
		児童用その他設備	15(区分なし)											
		その他	30(区分なし)											
24	競技用設備	競技用設備	30(区分なし)											
25	原動装置	原動装置	17(区分なし)											
26	伝動装置	伝動装置	17(区分なし)											
27	変電装置	変電装置	15(区分なし)											
28	ガス設備	ガス設備	15(区分なし)											
29	消火設備	消火設備	8(区分なし)											
30	雑工作物	舗装路面	Co、レンガ、石	—	—	15	15	15	15	—	—	—	—	
			As、木レンガ	10(区分なし)										
		駐車場	Co	—	—	15	15	15	15	—	—	—	—	—
			As	10(区分なし)										
		露天式立体駐車場		—	—	—	—	—	—	—	15	15	—	—
		緑化施設・庭園		20(区分なし)										
		街頭防犯装置		10(区分なし)										
		交通管制センター設置装置		15(区分なし)										
		パーキング・メーター及びチケット		19(区分なし)										
		交通情報装置		19(区分なし)										
		ごみ置場関係	(市営住宅施設)	38	38	34	34	34	—	—	—	31	—	—
		児童遊園関係	(市営住宅施設)	10(区分なし)										
		駐輪場	(市営住宅施設)	38	38	34	34	34	—	—	—	31	—	—
		団地内車路	(市営住宅施設)	10(区分なし)										
		駐車場(平面)	(市営住宅施設)	10(区分なし)										
		駐車場(立体式)	(市営住宅施設)	38	38	—	—	—	—	—	15	15	—	—
		駐車場(機械式)	(市営住宅施設)	10(区分なし)										
		その他		60	60	40	40	40	50	40	45	45	10	15

### 3-2. 工作物(事業用資產・公園)



	施設名		構造種別(主体構造)									
			鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	コンクリート造	コンクリートブロック造	れんが造	石造	土造	金属造 鋳鉄製	合成樹脂造 鋼鉄製	木造
種目	用途											
11	住区基幹公園 (街区公園)	施設	20(区分なし)									
		野球場	—	—	—	—	—	—	30	—	—	10
		運動場	—	—	—	—	—	—	30	—	—	10
		テニスコート(土系)	30(区分なし)									
		テニスコート(土系以外)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
		照明設備	—	—	—	—	—	—	—	10	10	—
		高圧受電設備	15(区分なし)									
		スタンド	45	45	—	—	—	—	—	—	—	—
12	住区基幹公園 (近隣公園)	施設	20(区分なし)									
		野球場	—	—	—	—	—	—	30	—	—	10
		運動場	—	—	—	—	—	—	30	—	—	10
		テニスコート(土系)	30(区分なし)									
		テニスコート(土系以外)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
		照明設備	—	—	—	—	—	—	—	10	10	—
		高圧受電設備	15(区分なし)									
		スタンド	45	45	—	—	—	—	—	—	—	—
13	住区基幹公園 (地区公園)	施設	20(区分なし)									
		野球場	—	—	—	—	—	—	30	—	—	10
		運動場	—	—	—	—	—	—	30	—	—	10
		テニスコート(土系)	30(区分なし)									
		テニスコート(土系以外)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
		照明設備	—	—	—	—	—	—	—	10	10	—
		高圧受電設備	15(区分なし)									
		スタンド	45	45	—	—	—	—	—	—	—	—
14	その他公園 (風致公園)	施設	20(区分なし)									
		園路広場(園路(アスファルト))	10(区分なし)									
15	その他公園 (歴史公園)	園路広場(園路(アスファルト以外))	—	—	15	15	15	15	—	—	—	—
		園路広場(園路(橋梁))	60	60	40	40	40	50	40	45	45	10
		園路広場(広場)	40(区分なし)									
		修景施設(庭園)	20(区分なし)									
		修景施設(緑化施設)	20	20	20	20	20	20	20	15	15	20
		休養施設(休憩所)	47	47	—	38	38	38	—	34	19	22
		休養施設(野外卓・ベンチ・ツール)	—	—	—	—	—	—	—	15	15	—
		遊戯施設(遊具)	10(区分なし)									
		運動施設(野球場)	—	—	—	—	—	—	30	—	—	10
		運動施設(陸上競技場)	—	—	—	—	—	—	30	—	—	10
		運動施設(テニスコート(土系))	30(区分なし)									
		運動施設(テニスコート(土系以外))	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
		運動施設(水泳プール)	30(区分なし)									
		運動施設(運動広場)	—	—	—	—	—	—	30	—	—	10
		教養施設(植物園)	20(区分なし)									
		教養施設(碑)	20(区分なし)									
		便益施設(駐車場)	10(区分なし)									
		便益施設(立体駐車場)	38	38	—	—	—	—	—	15	15	—



### 3-3. 工作物(インフラ資産・道路)

### 3-4. 工作物(インフラ資産・河川)

### 3-5. 工作物(インフラ資産・港湾)

種目	施設名		構造種別(主体構造)									
			鉄骨鉄 筋コン クリート造	鉄筋コン クリート造	コンク リートブ ロック造	れんが造	石造	土造	金属造		合成 樹脂造	木造
	用途								鋳鉄製	鋼鉄製		
12	雑工作物	雑工作物	50	50	50	50	50	50	50	50	10	15
		圍障	30	30	15	15	25	30	20	10	10	—
		貯槽	50	50	30	30	—	—	—	20	20	—
		照明設備					15(区分なし)					
		ガス設備					15(区分なし)					
		門	30	30	15	15	25	30	20	10	10	—
		水道					15(区分なし)					
		下水	35	35	15	—	—	—	15	30	15	—
		電柱					45(区分なし)					
		電気設備					15(区分なし)					
		消火設備					15(区分なし)					
		電信、電話					10(区分なし)					
		電信、電話(架空線)					20(区分なし)					
		電力線路					25(区分なし)					
		標識	—	60	50	—	—	50	—	—	15	10
		橋梁	60	60	—	—	—	—	—	45	45	—
		塔	—	45	—	—	—	—	—	45	—	—
		焼却施設					7(区分なし)					
		廃油処理施設					7(区分なし)					
13	建物	事務所	60	60	—	50	50	50	—	45	45	—
		住宅	60	60	—	45	45	45	—	40	40	—
		工場	45	45	—	40	40	40	—	35	35	—
		倉庫	45	45	—	40	40	40	—	35	35	—
		雑屋	45	45	—	40	40	40	—	35	35	—
14	海岸施設	防潮堤	50	50	30	30	50	50	—	25	25	—
		防波堤	50	50	30	30	50	50	—	25	25	—
		突堤	50	50	30	30	50	50	—	25	25	—
		離岸堤	50	50	30	30	50	50	—	25	25	—
		潜堤	50	50	30	30	50	50	—	25	25	—
		導流堤	50	50	30	30	50	50	—	25	25	—
		波除堤	50	50	30	30	50	50	—	25	25	—
		防砂堤	50	50	30	30	50	50	—	25	25	—
		人工リーフ	50	50	30	30	50	50	—	25	25	—
		水門					25(区分なし)					
		樋門					25(区分なし)					
		門扉					25(区分なし)					
		角落し					25(区分なし)					
		排水機場					15(区分なし)					
		津波防災情報システム設備					10(区分なし)					
		水門等遠隔監視制御設備					10(区分なし)					

#### 4. 無体財産権

	種目	耐用年数
1	特許権	8
2	実用新案権	5
3	意匠権	7
4	商標権	10

## 5. 動産

## 船舶

種目	主体構造	用 途															
		漁船		油そう船		漁品 そう船	その他のもの										
		総トン数 500トン 以上 のもの	総トン数 500トン 未満 のもの	総トン数 2,000トン 以上 のもの	総トン数 2,000トン 未満 のもの		総トン数 2,000トン未満のもの			その他のもの							
							総トン数 2,000トン 以上 のもの	しゅんせつ船 及び 砂利採取船	カーフェリー	その他の もの	しゅんせつ船 及び 砂利採取船	発電船 及び とう載渔船	動力 漁船	漁品 そう船	ひき船	モーター ボート	その他の もの
1	鉄鋼船	船舶法(明治32年法律第46号) 第4条から第19条までの適用を受ける鉄鋼船		12	9	13	11	10	15	10	11	14	—	—	—	—	—
		その他のもの		—	—	—	—	—	—	—	—	7	8	—	—	10	—
2	木船	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船		6	6	10	10	8	10	10	10	—	—	—	—	—	—
		その他のもの		—	—	—	—	—	—	—	—	5	4	6	7	6	—
3	その他の船	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける軽合金船 (他の項に掲げるものを除く。)		9	9	9	9	9	9	9	9	—	—	—	—	—	—
		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける強化プラスチック船		7	7	7	7	7	7	7	7	—	—	—	—	—	—
		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける水中翼船及び ホバーカラフト		8	8	8	8	8	8	8	8	—	—	—	—	—	—
		その他のもの		—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—	4
		鉄鋼船(港湾)											20				

浮標等

種目	用途	構造種別(主体構造)									
		鉄骨筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	コンクリート 造	コンクリート ブロック造	れんが造	石造	土造	金属造		合成樹脂 成形
									鉄製	鋼製	
1	浮標	浮標	—	—	—	—	—	—	12	12	5
		浮標(港湾)	—	60	50	—	—	50	—	15	15
2	浮桟橋	浮桟橋	—	—	—	—	—	—	12	12	5
		浮桟橋(肉厚10mm超) (港湾)	20(区分なし)								
		浮桟橋(肉厚10mm以下) (港湾)	15(区分なし)								
3	浮ドック	浮ドック	—	—	—	—	—	—	20	20	—

航空機

	種目	構造別(用途)			主体構造	耐用年数
1	航空機	主として 金属製のもの	最大離陸重量が130トンを超えるもの	区分なし	10	
			最大離陸重量が130トン以下のもので、5.7トンを超えるもの		8	
			最大離陸重量が5.7トン以下のもの		5	
			その他のもの		5	
	その他のもの	ヘリコプター及びグライダー			5	
		その他のもの			5	

## 6. リース資産

	種目	耐用月数
1	所有権移転ファイナンス・リース	自己所有の固定資産に適用する耐用月数
2	所有権移転外ファイナンス・リース	原則としてリース期間 再リース期間を含めてファイナンス・リース取引の判定を行った場合は、 再リース期間も耐用月数に含める

## 7. ソフトウェア

	種目	耐用年数
1	ソフトウェア	5

## **別表4 固定資産計上基準表**

- 1 取得時の付隨費用
- 2 改良時の工事費等
- 3 改良時の付隨費用
- 4 中古資産の計上基準
- 5 除却・取替処理方針

※ ここに記載されている節・内容は、判断に疑義が生じやすいもののみを抜き出して表示している。

ここに記載されていない節・内容(通信運搬費や手数料以外の役務費や運送料以外の通信運搬費など)については、財務諸表作成基準等にもとづき個別に判断すること。

## 1 取得時の付隨費用

○ 資産 × 費用

財産種別	節	内容	説明	資産計上	
(共通)	役務費	通信運搬費、手数料	・運送料 ・不動産、有価証券等取得時の買入手数料	○ ○	
	使用料及賃借料			×	
	公課費		・登記費用・登録免許税等の事務経費	×	
土地	補償、補填及賠償金	補償金	・土地の取得に伴う補償に要した経費 ・工事に起因する損害賠償費	○ ×	
	委託料	測量費	・土地の取得又は造成に関する詳細設計・実施設計を行った結果、必要となる測量 ・取得時に発生する用地測量(境界確定測量・丈量測量) ・分筆して土地を取得する場合の元地番に関する測量 ・造成工事に係る測量 ・追加の測量 ・設計の前段階で行う測量	○ ○ ○ ○ ○ ×	
			・土壤汚染調査・文化財調査・不動産鑑定評価、物件補償調査・磁気探査・環境調査など。	×	
			・実施設計費・詳細設計費・工事監理費	・土地の取得、造成等にかかる実施設計・詳細設計・工事監理 ・基本計画・基本設計・概略設計・予備設計	○ ×
			・建物等の存する土地を取得した場合の解体撤去工事	×	
		調査費	・新築工事に関する詳細設計・実施設計に基づき行う測量 ・追加の測量 ・設計の前段階で行う測量	○ ○ ×	
			・実施設計・詳細設計に直接影響する土質調査・地質調査等 ・土壤汚染調査・文化財調査・環境調査	○ ×	
			・建物の取得又は新築工事にかかる実施設計・詳細設計・工事監理 ・基本計画・基本設計・概略設計・予備設計	○ ×	
工作物	委託料	測量費	・工作物の新設・建築工事に関する詳細設計・実施設計に基づき行う測量 ・追加の測量 ・設計の前段階で行う測量	○ ○ ×	
			・実施設計・詳細設計に直接影響する土質調査・地質調査等 ・土壤汚染調査・文化財調査・環境調査	○ ×	
			・工作物の取得又は新設・建築工事にかかる実施設計・詳細設計・工事監理 ・基本計画・基本設計・概略設計・予備設計	○ ×	
		実施設計費・詳細設計費・工事監理費	・開発費	・開発フェーズにかかる設計	
			・調達(発注)フェーズ以前の段階にかかる調査	×	
ソフトウェア	委託料				

※工種によっては工事費として扱う場合がある。

※ ここに記載されている節・内容は、判断に疑義が生じやすいもののみを抜き出して表示している。

ここに記載されていない節・内容(通信運搬費や手数料以外の役務費や運送料以外の通信運搬費など)については、財務諸表作成基準等にもとづき個別に判断すること。

## 2 改良時の工事費等

○ 資産 × 費用

財産種別	節	内容	説明	資産計上
(共通)	需用費	修繕工事費	・き損・損耗した建物・工作物の原状回復のための工事(補修工事、防水工事、外壁工事、塗装工事、内装工事など)	×
土地	工事請負費		・造成工事、整地工事、地盤改良工事(仮設工事を含む)	○
建物	工事請負費	建物増築費、建物改築費	・基礎工事、外構工事など(仮設工事を含む)	○
		設備増設費	・電気設備増設工事、冷暖房給排水衛生設備増設工事、昇降機設備増設工事など(仮設工事を含む)	○
		建物改良工事費	・耐震補強工事、防音工事、断熱工事など(仮設工事を含む)	○
		設備改良工事費	・電気設備改良工事、冷暖房設備改良工事など(仮設工事を含む)	○
		建物修繕費	・き損・損耗した建物の原状回復のための工事(補修工事、防水工事、外壁工事、塗装工事、内装工事など)	×
		設備修繕費	・き損・損耗した建物内設備の原状回復のための工事(補修工事、設備修理工事など)	×
		解体撤去工事費		×
工作物	工事請負費	増設工事費、拡張工事費	・基礎工事、外構工事など(仮設工事を含む)	○
		改良工事費	・耐震補強工事、通用門改良工事など(仮設工事を含む)	○
		修繕工事費	・き損・損耗した工作物の原状回復のための工事(塗装工事、通用門補修工事など)	×
		解体撤去工事費		×
動産	工事請負費	改良費(改造など)	・動産の主要構造部を改変する場合	○
ソフトウェア	委託料	開発費	・機能追加にかかる開発費	○

※ ここに記載されている節・内容は、判断に疑義が生じやすいもののみを抜き出して表示している。

ここに記載されていない節・内容(通信運搬費や手数料以外の役務費や運送料以外の通信運搬費など)については、財務諸表作成基準等にもとづき個別に判断すること。

### 3 改良時の付隨費用

○ 資産 × 費用

財産種別	節	内容	説明	資産計上	
(共通)	役務費			×	
	使用料及賃借料			×	
	公課費		・登記費用・登録免許税等の事務経費は費用計上	×	
土地	委託料	測量費	・造成・整地・地盤改良など土地の価値を高める工事の測量	○	
			・追加の測量	○	
			・隣接地との境界確定測量	×	
			・設計の前段階で行う測量委託	×	
建物		調査費	・土壤汚染調査、文化財調査など	×	
			・造成・整地・地盤改良など土地の価値を高める工事にかかる実施設計・詳細設計・工事監理	○	
		実施設計費・詳細設計費・工事監理費	・基本計画・基本設計・概略設計・予備設計	×	
			・増改築工事又は改良工事に関する詳細設計、実施設計に基づき行う測量	○	
工作物	委託料	測量費	・追加の測量	○	
			・設計の前段階で行う測量委託	×	
			・実施設計・詳細設計に直接影響する土質調査・地質調査等	○	
		調査費	・土壤汚染調査・文化財調査費・環境調査	×	
			・実施設計費・詳細設計費・工事監理費	○	
ソフトウェア	委託料	測量費	・増設又は改良工事に関する詳細設計・実施設計に基づき行う測量	○	
		調査費	・追加の測量	○	
		調査費	・設計の前段階で行う測量委託	×	
		実施設計費・詳細設計費・工事監理費	・実施設計・詳細設計に直接影響する土質調査・地質調査等	○	
		実施設計費・詳細設計費・工事監理費	・土壤汚染調査・文化財調査費・環境調査	×	
		・工作物の増設又は改良工事にかかる実施設計・詳細設計・工事監理	○		
		・基本計画・基本設計・概略設計・予備設計	×		
		開発費	・開発フェーズにかかる設計	○	
		調査費	・調達(発注)フェーズ以前の段階にかかる調査	×	

※工種によっては工事費として扱う場合がある。

### 4 中古資産の計上基準※

※耐用年数の一部または全部が経過した財産を取得する場合

財産種別	内容	説明
(共通)	購入によって取得したものは、購入金額	当該中古資産のために支出した現金もしくは現金同等物と同等の価値があると考えられるため
	交換によって取得したものは、交換提供した財産の価格	交換に供された自己資産の適正な簿価と同等の価値があると考えられるため
	贈与・寄附によって取得したものは、評価額	時価等を基準として公正に評価した額が当該中古資産の価値と考えられるため

## 5 除却・取替処理方針

### 1 売却、撤去等で資産の滅失が生じた場合

次の方法で台帳から除却を行う。

- (1) 台帳に登載される1財産単位で滅失した場合

⇒登載されている取得原価及び減価償却累計額を除却する。

- (2) 1財産の一部を滅失した場合

⇒除却した部分相当額を減額する。

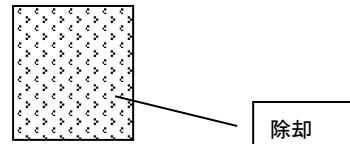
⇒除却すべき取得原価及び減価償却累計額は以下のいずれかの方法で行う。

- ①積算書の原議を用いて算出
  - ②数量按分で算出
  - ③再調達価格と別に定める「建設工事費デフレーター」を用いて算出
- ※端数処理は小数第1位を四捨五入

#### ケース 1

建物（1棟で台帳登載されている）を撤去した。

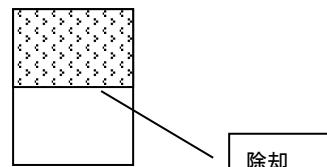
- 除却する取得原価
  - ・ 台帳登載取得原価
- 除却する減価償却累計額
  - ・ 台帳登載減価償却累計額



#### ケース 2

建物の一部を減築した。⇒②で処理

- 除却する取得原価
  - ・ 当該建物取得原価 × 除却する延床面積  
当該建物延床面積
- 除却する減価償却累計額
  - ・ 当該建物減価償却累計額 × 除却する取得原価  
当該建物の取得原価



ケース3

機械設備一式の一部を撤去した。 $\Rightarrow$ ①、②、③のいずれかで処理

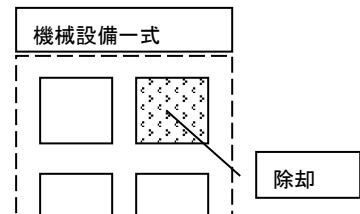
(① 取得当初の積算書がある場合)

除却する取得原価

- 当該設備一式の取得原価  $\times$  除却する部分の設計金額  
当該設備一式の設計金額

除却する減価償却累計額

- 当該設備一式の減価償却累計額  $\times$  除却する取得原価  
当該設備一式の取得原価



(② 数量での按分が可能な場合)

除却する取得原価

- 当該設備一式の取得原価  $\times$  除却する数量（延長、面積、個数等）  
当該設備一式の数量（延長、面積、個数等）

除却する減価償却累計額

- 当該設備一式の減価償却累計額  $\times$  除却する取得原価  
当該設備一式の取得原価

(③ 取得当初の積算書がなく、数量での按分が不可能な場合)

除却する取得原価

- 除却部分の再調達価額  $\times$  当該機械設備一式の取得年デフレーター  
除却部分再調達価額の算出年デフレーター

除却する減価償却累計額

- 当該設備一式の減価償却累計額  $\times$  除却する取得原価  
当該設備一式の取得原価

## **2 既存財産の撤去を伴う新築・新設の場合**

次の方法で取替処理を行う。

取替パターン（建物・建物内設備・工作物）

財産登載種別	内容		処理	
財産を単独で登載 している場合	全部取替		除却・新設	(1)
	建物改築		除却・増設	(2)
	一部取替		機能改良	(3)
			機能維持	(4)
財産を一式で登載 している場合	全部取替		除却・新設	(1)
	一部取替	全部取替	除却・増設	(2)
		一部取替	機能改良	(3)
		機能維持	(4)	

処理（1）既存財産を台帳から除却したうえで、新規取得として取り扱う。

処理（2）除却部分相当額を上記1「売却、撤去等で資産の減失が生じた場合」に掲げる方法により減額したうえで、新設相当額を計上する。

処理（3）既存部品よりも高性能な部品を取替えることで、出力の増加、容量の増加など機能増加を伴う場合は、投資活動支出として資産計上する。

また、原則として除却部分相当額の取得原価を除却する。ただし、算定が困難な場合は除却しないことも可能とする。

処理（4）費用として計上する。

## 施設名（財産名称）ガイドライン

### 1 施設の設定方法

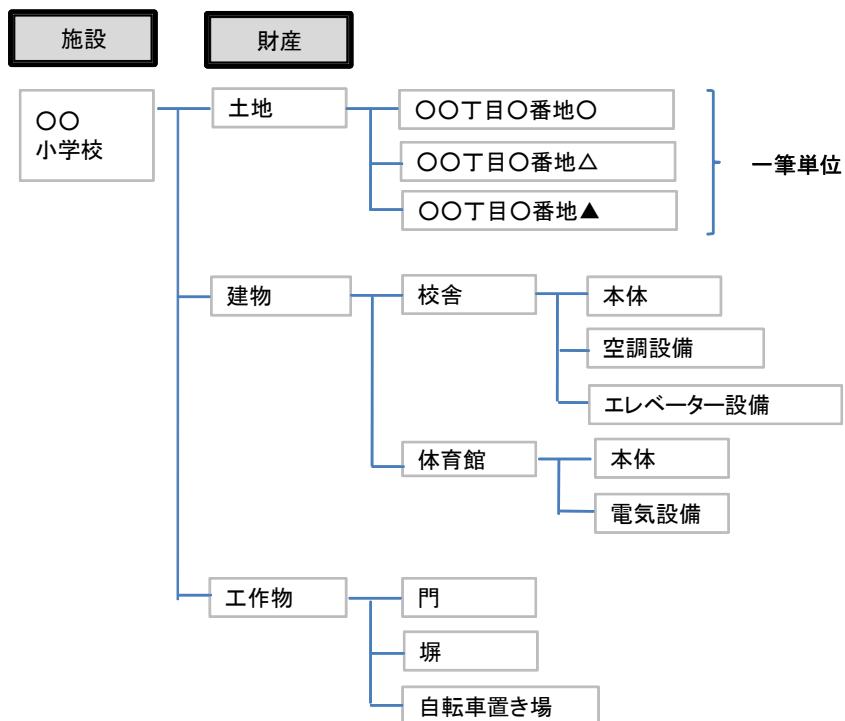
施設を設定する際の方法及び名称については、次のとおりとする。

ただし、財産を所管する部課、財産区分及び財産種別、事業用・インフラ区分及び管理事業・任意事業が異なる財産は施設を分ける必要がある。

#### (1) 土地を基準とする財産（土地、建物、工作物）

施設は土地を基準として設け、その土地に存する土地以外の財産（建物及び工作物）もできるだけその施設に一括して登録する。

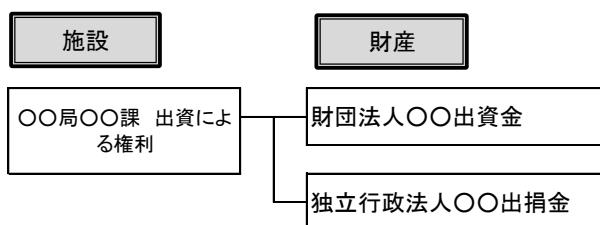
#### **土地を基準とする財産**



#### (2) 土地を基準として登録できない財産（動産、物権、無体財産権、有価証券、出資による権利、信託受益権、ソフトウェア）

財産を所管する区・局及び部課単位で施設を登録する。

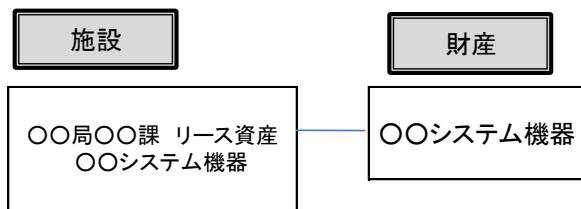
#### **土地を基準としない財産**



### (3) リース資産

ひとつの財産に対しひとつの施設を登録する。

#### 土地を基準としない財産(リース資産)

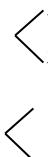


## 2 土地を基準とする施設

土地を基準とする施設の名称については、次に掲げるとおりとする。前項ただし書きに該当する施設（本来は土地を基準とするが、所管部課が異なるため施設を分けた場合等）についても、同様の取扱いとする。

- (1) その土地または建物等の用途を具体的に表した名称とし、原則として事業名称を施設名（財産名称）にしない。  
(例) その他の土地→過小地（もと下水道用地）  
此花中学校拡張用地→此花中学校
- (2) 公共施設の施設名（財産名称）は、「市民サービス施設現況」「社会福祉施設一覧」「都市公園一覧表」等の名称に原則的にあわせる  
(例) 東工営所東成出張所、西都島老人憩の家、裏江公園
- (3) 通称名がある場合は、その名称をかっこ書きで付すことができる  
(例) 男女共同参画センター西部館→男女共同参画センター西部館（クレオ大阪西）
- (4) 現在の使用形態、管理形態、将来の使用予定形態、過去の使用形態等を表した名称とする  
(例) 港湾地帯用地→契約管財局賃貸地（港・港地区）
- (5) 具体的用途が決定しているものについては、その名称とする  
(例) 社会福祉施設用地→特別養護老人ホーム○○
- (6) 事業名称を施設名（財産名称）としたものについては、事業が終了すれば速やかに仮称や事業名を変更する。  
(例) (仮称) 環境局平野工場→平野工場

(7) 使用形態、管理形態が異なるものについては、同一の施設名（財産名称）としない。施設（財産）名称が同様となる場合は、区・町名や事業内容を付すことにより差別化を図る。

- (例)  社会福祉施設用地→社会福祉施設用地（西成区北津守）  
 社会福祉施設用地→社会福祉施設用地（西成区花園）  
 災害対策用職員住宅→災害対策用職員住宅（北）  
 災害対策用職員住宅→災害対策用職員住宅（天王寺）

(8) 同種の公有財産については、統一的な名称とする

- (例) 区画整理事業用地  区画整理事業用地（湊町工区・湊町）

(9) 公用廃止等により、財産区分の変更（行政／普通）があったときは、施設名（財産名称）を「もと〇〇」とする。ただし、その時点で具体的な使用形態、管理形態があれば、その名称とする。

- (例) 大阪人権センター→もと大阪人権センター

(10) 特に必要なもの以外は「〇〇〇用地」としない。

- (例) もと精華小学校

(11) 施設名（財産名称）に「大阪市」「大阪市立」「市立」等は、原則として付さない

- (例) 大阪市立環境科学研究所→環境科学研究所

(12) 道路等の長大な土地及び廃道、廃河川敷等の狭長な土地であって、一区域として整理しがたいものについては、区や地域ごとに適宜分割して、それぞれを一施設とすることができる。

- (例) もと下水道用地（天王寺）、大阪八尾線（西）

### 3 土地を基準としない施設

当該財産を管理する区・局等で一施設とし、施設名（財産名称）は区・局名に当該財産の種別を付したものとし、具体的な名称（船舶の名称や出資先等）は施設名（財産名称）ではなく各財産の「名称・用途」として登録する。

ただし、リース資産については、リース登録単位ごとに施設を登録するため、施設名（財産名称）は区・局部課名及び財産の種別に当該リース資産の名称を付したものとする。

- (例) 港湾局計画整備部海務課 動産、市民局人権企画課 出資による権利、  
契約管財局管財部 信託受益権、  
建設局工務課 リース資産 ○○システム機器一式